

座間市指定介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）の規定による居宅サービス等を担当する者又はこれらの者であった者（以下「居宅サービス担当者等」という。）に対して行う保険給付に関する文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼又は質問若しくは照会に基づく指導並びに居宅サービス担当者等及び居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者（以下「介護保険施設等」という。）に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、法で定める用語の例による。

(指導及び監査の基本方針)

第3条 指導及び監査の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指導方針 法第23条の規定に基づき、介護保険施設等に対し関係法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。
- (2) 監査方針 法第78条の7第1項、第83条第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項及び第115条の45の7第1項の規定に基づき、介護保険施設等に対し、関係法令等に定める介護給付等対象サービスの内容、介護報酬の請求について不正又は著しい不当が疑われる場合等（以下「指定基準違反等」という。）又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）において市が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずることを方針とする。

(指導形態及び指導方法等)

第4条 指導形態及び指導方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導 介護保険施設等を年1回以上一定の場所に集めて、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正の内容、過去の指導事例等について講習等の方法により行うものとする。この場合において、オンライン等の活用による動画の配信等による実施とすることができる。

(2) 運営指導 指導の対象となる介護保険施設等の事業所において、関係書類の閲覧及び関係者に対する面談方式により介護サービスの実施状況指導、最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導を行うものとする。ただし、最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限り、実地でなくても確認できる内容については、オンライン等の活用によることができる。

2 市は、法第24条の2第1項第1号の規定により、前項第2号の運営指導は、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定するものに委託することができる。

3 市は、国、都道府県等と連携を図り、必要な情報交換を行い、合同で指導を行うことができるものとする。

4 第1項第1号の集団指導を実施するときは、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護保険施設等に対して2月前までに通知するものとする。

5 第1項第2号の運営指導を実施する場合において、指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該介護保険施設等に対して1月前までに通知するものとする。ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断したときは、指導開始時に通知することができる。

(1) 運営指導の根拠規定及び目的

(2) 運営指導の日時及び場所

(3) 指導担当者

(4) 介護保険施設等の出席者

(5) 準備すべき書類等

(6) 指導当日の進め方、流れ等

6 運営指導の結果、改善又は是正を要すると認められた事項について、介護保険施設等に

対し、その内容を通知するとともに、期限を付して、改善又は是正を要する事項に係る報告書の提出を求めるものとする。

(指導対象の選定)

第5条 運営指導の対象となる介護保険施設等は、効率的な指導を行う観点から、その選定については一定の方針に基づき行い、原則として指定有効期間内に少なくとも1回以上(居住系サービス又は施設系サービスにおいては3年に1回以上)の頻度で実施するよう努めるものとする。

(実施計画の策定)

第6条 指導を効果的かつ効率的に実施するため、毎年度当初に実施計画を策定するものとする。

2 実施計画は、実施対象、実施時期等を定めるものとする。

3 実施計画の策定に当たっては、指導の対象となる介護保険施設等の事業運営に支障のないよう必要な調整を行うものとする。

(監査への変更)

第7条 運営指導中に次に掲げる状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

(1) 市が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段による指定等を受けているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(監査の対象等)

第8条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行うものとする。

(1) 通報、苦情、相談等に基づく情報

- (2) 市が高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- (3) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (4) 連合会又は保険者（以下「連合会等」という。）からの通報情報
- (5) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等
- (6) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する苦情
- (7) 法第23条の規定により指導を行った市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）又は法第24条により指導を行った厚生労働大臣又は都道府県知事が、介護保険施設等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反の情報

（監査の方法）

第9条 監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。ただし、法第23条及び第24条の規定により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告するものとする。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 監査対象介護保険施設等の出席者
- (5) 必要な書類等
- (6) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

2 監査は、当該介護保険施設等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

3 監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

4 指定又は許可の権限が都道府県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等及び指定介護予防サービス事業者等について、監査を行う場合は、都道府県知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。

(監査結果の通知)

第10条 監査の結果については、文書により通知する。この場合において、次条第1項に該当するときは、同項各号の規定による通知に代えることができる。

2 次条第1項の規定によらない改善を要すると認められる事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

(行政上の措置)

第11条 指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合は、市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める行政上の措置を講ずるものとする。

(1) 勧告 介護保険施設等（介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等を除く。以下、次号及び第3号において同じ。）に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等措置を講ずべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、勧告したときは、当該介護保険施設等に対し期限内に文書により講じた措置について報告を求める。

(2) 命令 介護保険施設等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。この場合において、命令したときは、当該介護保険施設等に対し期限内に文書により講じた措置について報告を求める。

(3) 指定の取消し等 市長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号並びに平成18年旧介護保険法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力

の停止をすることができる。

2 第9条第4項に規定する監査により、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合は、文書によって都道府県知事に通知するものとする。

3 第1項第3号の指定の取消し等を行った場合は、速やかにその旨を公示するとともに、連合会等に対し通知するものとする。

(聴聞等)

第12条 監査の結果、当該介護保険施設等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、座間市行政手続条例（平成27年座間市条例第9号）第12条第1項第1号又は第2号の規定により聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(経済上の措置)

第13条 監査後における経済上の措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長が第11条第3号の指定の取消し等を行った場合において、当該介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払を受けているときは、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払に係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

(2) 前条の不正利得については、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

(実施細目)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。（令和4年6月1日）